

八王子市立山田小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】（R7）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立山田小学校いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・いじめはどこでも誰にでも起こり、加害者にも被害者にもなり得るという認識の上に立ち、いじめ防止の取組に全職員一丸となって取り組む(組織対応)
 - ・大人の人権意識の向上
 - ・自己肯定感を高める(他者いじめは絶対しない)
- 令和7年度の重点目標
 - ・大人も児童も「いじめは重大な人権侵害」の共通認識をもち、決して許されない行為であることへの理解を定着させる。

いじめの防止等に向けた課題

- ・全職員、全児童が「いじめの定義」を理解し、「いじめは許さない」という意識をもつこと
- ・思いやり(想像力)が足りないこと
- ・周囲の当事者意識の欠如(他人事)
- ・SNS上でのいじめの実態把握や効果的な対策を講じることが困難であること

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時30分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、関係教諭
養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、SSW
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- つかむ…「本人の申し出(アンケート等)」「周囲の観察、気付き」
「子ども見守りシート」「連絡帳」等、情報をつかむ
- 聞き取る…「担任、いじめ対策委員」による心情も含めた具体的に
詳しい聞き取り
- 解決する…関係児童へのケア、支援、指導を速やかに実施、保護者
へ進捗状況の報告。定期的な面談、見守りを解決まで継続。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 7日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 5月 22日 「重大事態の理解と対応」
- 6月 5日 「いじめへの組織的な対応」
- 8月 26日 「いじめを生まない環境づくり」
- 1月 7日 「いじめの定義に基づくいじめの認知」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 道徳の時間…いじめ防止に関する徳目を教科書を活用し、計画的に指導する
- 学級活動…学級開きなど時機を得てエンカウンターを行うなど児童の意識をつかむ
- ふれあいアンケート(6,11,2月) 結果からの聞き取り、学校いじめ対策委員会での検討
- 弁護士等によるいじめ防止授業の実施(6年)

SOSの出し方に関する授業(年1単位時間以上)

- 体育-保健 …心の発達、及び不安や悩みへの対処について理解すると共に、友達や信頼できる大人に相談するなど困難やストレスへの対処法を学ぶ
- 学級活動…学級や学校での生活上の諸問題を解決する
- ふれあいアンケート(6,11,2月)結果「相談できる大人がいない」児童への面談

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 道徳…「生命の尊さ」主として生命や自然、崇高なものとの関わりについて、また、「よりよく生きる喜び」人間の強さや気高さについて、発達段階に応じた指導を行う
- 校長講話、相談窓口の紹介などの実施

児童の自己肯定感を高める取組

- 学級での当番活動や係活動において、「自分が学級の中で役に立ち、必要とされている感覚」を日々の活動の中で、相互評価、担任の価値付けなどの中で育てていく。QUテストの活用
- 授業や特別活動において他学年との関わりを意図的に実施する(総合的な活動の時間の対象学年への発表、スマイルタイム等)

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。